

協議の場の結果の公表について

上峰町長 武廣 勇平

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	上峰町 (41345)	
地域名 (地域内農業集落名)	堤 (堤集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

圃場整備も完了し、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業を行い、現在は集落営農組合の設立がなされ、将来は法人化に向けて活動中である。
農業の後継者として期待される世帯の育成に取り組んでいるが、農業以外の自営業者も後継者のために事業拡大することも想定される。集団化した優良農地との共存による地域の活性化が不可欠なことであると考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業を行っている地域で、現在集落営農組織を中心とした営農が進められている。
集落営農組合が立ちあがっており、今後は機械の共同利用が必要になっている。
これからは、法人化に向けて農業生産の効率化や生産コスト削減などの経営を重視する農業となることから、地域が一体となり農用地区域を振興しつつ、主要農産物の米・麦・大豆の低コスト化や安定した収入を得られる農業を目指していき、必要不可欠な土地需要との調整を行いながら、優良農用地の保全を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	95 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、新たな担い手の確保を模索する。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、所有者の貸付意向時期に配慮しながら段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
取組が可能と思われる区域については整備済みであり、これ以上の取組は考えていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状では担い手により地区内の農地を維持管理できているが、将来に向けては後継者を確保したい。地区外からの参入については、地元の農業者を第一優先とし、それでもいなかった場合に参入していただきたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
上峰北部営農組合で受託しており、今後も継続していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

イタチ・アライグマ・イノシシ・タヌキ対策として箱罠を設置しているが、完全ではないので駆除を進めたい。